

組合の事業活動

組合は、電気工事業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、これらの者の公正な経済活動の機会を確保することを目的とし、次の事業を行います。

- (1) 電気工事業に関する指導及び教育
- (2) 電気工事業に関する情報又は資料の収集及び提供
- (3) 電気工事業に関する調査研究
- (4) 自家用電気工作物の保守管理業務
- (5) 一般用電気工作物の調査業務
- (6) 電気事業用電気工作物の引込線及び計測器の施工及び管理に関する業務
- (7) 組合員の事業に関する資材及び用品の斡旋及び共同購入
- (8) 組合員の福利厚生に関する事業
- (9) 前各号の事業に附帯する事業

主な事業の具体的内容は次のとおりです。

電気工事業の登録・届出指導

電気工事業法に基づく登録・届出をはじめ、その更新や変更および建設業許可などの指導を各支部で行っています。

北海道電力ネットワーク㈱の引込線工事や計測器工事の受託

電設工事に付帯する引込線や計測器の工事施工を北海道電力ネットワーク㈱と契約し、組合員が受託施工しています。

また、これら工事の品質を確保するため、組合の自主的な「引込線工事士制度」を運用して、組合員の技術・技能の維持向上を図っています。

一般用電気工作物の定期調査

組合が調査機関として国に登録し、札幌市内の西区、手稲区、南区の全域及び中央区、豊平区の一部地域について、一般家庭などの電気設備の定期診断を北海道電力ネットワーク㈱から受託して実施しています。

住宅電気保修センター

お客さま電気設備の改修および保安確保のため各支部内に「住宅電気保修センター」を置き、北海道電力ネットワーク㈱など関係機関へのお客様申し出を含め、設備の診断と改修工事の相談や工事費見積などを行っています。

第一種電気工事士定期講習会

第一種電気工事士免状取得者は、法令により 5 年毎に自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければなりません。組合がこの定期講習の実施を国から請負い開催しています。

北海道電気エネルギーを考える会

原子力発電への理解など正しい電気エネルギー知識の普及啓蒙を図るための活動をしています。

北海道電気工事業政治連盟

電気工事業に関わる法・制度の見直しや業界への理解を図るため、政治連盟を設けて法に基づき政治活動をしています。

技術講習・研修会およびセミナー

電気工事士ほか資格取得養成や新しい技術・技能の習得などを図るため、試験準備講習会やパソコン講習会をはじめ業務に必要な各種講習会、セミナーを各支部で開催しています。

また、光ファイバー技術者やマルチメディア対応の資格者養成講習も行っています。

共済事業

電気工事に起因する事故に対する訴訟への対応や事業主・従業員の事故災害への補償を行う「グループ共済制度」、電気工事が原因で発生した事故の損害賠償を救済する「第三者損害賠償制度」のほか労災補償の共済制度などを取扱い運用しています。

福利厚生

国民年金の上乗せ支給を行うための、国民年金基金を設立運用しています。

組合員・従業員を対象に、全道を巡回して定期健康診断を行っています。

生命保険や傷害保険など各種保険の団体加盟契約の取扱いをしています。